

標準様式例 7-3 (コンサルタント)

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	H 2 9 利根川上流部河川巡視業務
業 務 概 要	本業務は、利根川上流河川事務所管内(上流部:八斗島、川俣、大利根の3出張所)の河川における洪水等による災害発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るため、所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域の巡視を実施し、河川管理業務の支援を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 横森 源治 埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1
契 約 年 月 日	平成29年4月3日
契 約 業 者 名	関東建設マネジメント株式会社
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目 2 6 2 番地 1 6
契 約 金 額	10,065,600 円 (税込み)
予 定 価 格	9,936,000 円 (税込み)
随意契約によることとした理由	「H 2 9 - 3 0 利根川上流管内 (上流部) 河川巡視支援業務」 (2年間) として発注手続きを行ったところ不調となり、再発注手続きに2ヶ月間を要する事となった。本業務は、通年をとおして継続する必要があるため、平成29年4月1日から5月31日までの短期間の業務が急遽必要となったため、履行開始までの準備期間の短縮が図れ、短い履行期間でも履行可能な業務の発注が必要となった。 上記相手方は、H 2 7 - 2 8 利根川上流河川管内 (上流部) 河川巡視支援業務を履行しており、直ちに適切な人員配置が可能であり、業務内容及び現地状況を熟知していることから、平成29年4月1日からの業務を引き続き履行することができる唯一の者である。 会計法 第29条の3第4項 予決令 第102条の4第3項
業 務 場 所	利根川上流河川事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント
履 行 期 間 (自)	平成29年4月1日
履 行 期 間 (至)	平成29年5月31日
備 考	入札情報サービス (P P I) (http://www.I-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。